株式会社エスエルディー 定款

平成 15 年 12 月 3 日 作成 平成 16 年 1 月 6 日 平成 18 年 7 月 28 日 会社設立 改訂 平成 20 年 6 月 16 日 改訂 平成 20 年 10 月 1 日 改訂 平成 22 年 6 月 23 日 改訂 平成23年6月24日 改訂 平成 24 年 6 月 25 日 改訂 平成 25 年 6 月 25 日 改訂 平成 25 年 10 月 30 日 改訂 平成 25 年 10 月 31 日 改訂 平成25年11月1日 改訂 平成26年2月5日 改訂 平成26年6月30日 改訂 平成 26 年 11 月 27 日 改訂 平成 27 年 6 月 29 日 改訂 平成 28 年 6 月 29 日 改訂 平成30年6月28日 改訂 令和 2年5月26日 改訂

第1章 総則

第1条(商号)

当会社は、株式会社エスエルディーと称し、英文では SLD Entertainment Inc. と称する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①催事(映画・演劇・コンサート・スポーツイベント・講演・講座等)の企画及び運営
- ②市場調査、広告、宣伝、販売促進に関する企画制作業務並びに広告代理業
- ③インターネットアクセス業及びコンテンツ(ホームページの内容)の企画、制作、販売業務
- ④コンピューターグラフィックの制作、入力業務
- ⑤電子商取引によるオンライン通信販売
- ⑥文化施設、プレイガイド、コインロッカーの経営
- ⑦飲食店業
- ⑧商業施設・各種店舗・ショールーム・レセプション会場等におけるコンサルティング、プロデュース、並びに経営指導
- ⑨酒類の小売販売及び卸売販売
- ⑩前各号に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条(公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第5条(機関の設置)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、2,000,000株とする。

第7条(自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受け る権利

第10条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条(株式取扱規則)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権 に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令 又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条(基準日)

当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条(招集)

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条(招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、 代表取締役がこれを招集する。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長になる。

第15条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条(取締役の員数)

当会社の取締役は10名以内とする。

第20条(取締役の選任の方法)

当会社の取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条(取締役の任期)

取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条(代表取締役及び役付取締役等)

当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって、これを定める。

- 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3. 取締役会は、その決議によって、当会社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、取締役中より最高経営責任者 (CEO)、最高財務責任者 (CFO) 各1名を定めることができる。

第23条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、かつその議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長になる。

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異義を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印 又は電子署名する。

第27条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第29条(取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第30条(取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第31条(監査役の員数)

当会社の監査役は5名以内とする。

第32条(監査役の選任の方法)

当会社の監査役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条(常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第36条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条(監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名 押印又は電子署名する。

第38条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第39条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

第40条(監査役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第41条(監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第42条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第44条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第45条(事業年度)

当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第46条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第47条 (剰余金の配当基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年2月 末日とする。

- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第48条(配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息を付けない。